



高橋司法書士事務所

〒132-0003

住所 東京都江戸川区春江町 2-33-7 椿司法ビル 2 階

TEL (代表) 03-5664-2332 Fax 03-6323-4839

TEL 03-6310-1878

URL <http://www.takahasi-office.com/>



元気ですよ～

ドライブが大好きなおじさんです。

中央自動車道から見る夜景が素晴らしいことはご存じと思いますが、もう少し足を延ばして、長野自動車道の姨捨（おぼすて）の夜景はもっと素晴らしいですよ。

昼間は姨捨SAからJR篠ノ井線の姨捨駅（無人駅でスイッチバック方式により、電車が駅に入りする珍しい駅です。）に行き、そのホームから棚田や千曲川が中央に流れる街並が一望できます。その街並みや千曲川沿いをゆっくりドライブをする、皆さん良い人ばかりで癒されますよ。暗くなってきましたら姨捨駅の駐車場（無料）に車を置き、駅のホームで夜景を見ます。

決して華やかな夜景ではないのですが、観光ではなく、民家の明りなのです。自然でほのぼのとして、今まで見た夜景の中で一番だと思います。

石原博

休眠会社について、整理作業の実施の情報がありました。

1.休眠会社とは

休眠会社とは、下記の①②の会社を指します。

①最後の登記から12年を経過している株式会社（会社法472条の休眠会社。特例有限会社は含まず）

②最後の登記から5年を経過している一般社団法人または一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律149条または203条の休眠一般社団法人または休眠一般財団法人で、公益社団法人または公益財団法人を含み、併せて休眠一般法人とする。）

なお、12年以内または5年以内に登記事項証明書や代表者の届出印の印鑑証明書の交付を受けていたとしても、休眠会社・休眠一般法人として取り扱われる。

平成26年11月17日（月）の時点で①または②に該当する会社等は、平成27年1月19日（月）までに「まだ事業を廃止していない」旨の届出または登記（役員変更等の登記）の申請をしない限り、解散したものとみなされ、登記官の職権によって解散の登記がなされる。

2. 法務大臣による公告と登記所からの通知

平成26年11月17日(月)付で、法務大臣により解散したものとみなされる旨の官報公告(休眠会社または休眠一般法人は、2か月以内に「まだ事業を廃止していない」旨の届出がなく、登記もされないときは、解散したものとみなされる旨の公告)がなされる。

また、対象となる休眠会社・休眠一般法人に対しては、管轄登記所から、法務大臣による公告が行われた旨の通知する方法によって通知がなされる。

なお、登記所からの通知が何らかの理由で届かない場合であっても、平成27年1月19日(月)まで(公告から2か月以内)に「まだ事業を廃止していない」旨の届出または登記の申請をしていない場合には、みなし解散の登記がなされる。

3. 「まだ事業を廃止していない」旨の届出方法

登記所から通知書を利用して、所定の事項を記載し、登記所に郵送または持参する方法によるか、通知書を利用しない場合には、書面に次の事項を記載し、登記所に提出済みの代表者印を押印して、提出する方法による。なお、代理人によって届出をするときは、委任状の添付が必要となる。

【届出に記載すべき事項】

(会社法施行規則139条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則57条または65条)

- ①商号、本店並びに代表者の氏名及び住所(休眠会社の場合)
名称、主たる事務所並びに代表者の氏名及び住所(休眠一般法人の場合)
- ②代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所
- ③まだ事業を廃止していない旨
- ④届出の年月日
- ⑤登記所の表示

4. みなし解散の登記について

平成27年1月19日(月)までに「まだ事業を廃止していない」旨の届出がなく、役員変更等の登記も申請されなかった休眠会社または休眠一般法人については、平成27年1月20日(火)付で解散したものとみなされ、登記官の職権によって解散の登記がなされる。

なお、みなし解散の登記後3年以内に限り、解散したものとみなされた株式会社は、株主総会の特別決議によって、株式会社を継続することができ、解散したものとみなされた一般社団法人または一般財団法人は、社員総会の特別決議または評議員会の特別決議によって、法人を継続することができる。継続したときは、2週間以内に継続の登記の申請を必要とする。



※配信停止ご希望の方は、お手数ですが当方事務所までご一報お願い申し上げます。
※本号以外の配信について、いつでも対応いたしますのでご希望の方はご一報お願い申し上げます。
当方事務所の主な業務案内

1. 不動産登記全般(売買・贈与・相続・担保権抹消・設定ほか)
2. 会社・法人登記全般(設立・役員変更・資本増加減少・解散・社団財団法人・合名、合資、合同会社ほか)
3. 相続手続き全般(遺産分割・相続放棄・遺言書作成・遺留分減殺ほか)
4. 成年後見業務・任意後見業務
5. 民事訴訟手続き(過払い金請求訴訟、建物明渡請求訴訟、貸金請求訴訟)
6. 裁判所提出書類作成業務・家事事件手続き